

議案第180号

静岡市事務分掌条例の一部改正について

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の」の次に「公室及び総室並びに」を加え、同条総務局の所掌事務の前に次のように加える。

市長公室

- (1) 秘書及び渉外に関する事項
- (2) 広報及び広聴に関する事項
- (3) 首都圏における市政に関する事項

危機管理総室

- (1) 防災その他の危機管理に関する事項

第1条総務局の所掌事務（6）から（9）までを削る。

第1条企画局の所掌事務に次のように加える。

- (4) 情報化の推進に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(静岡市国民保護協議会条例の一部改正)
- 2 静岡市国民保護協議会条例（平成18年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第5条中「総務局」を「危機管理総室」に改める。